

桐生市桐生新町 伝統的建造物群保存地区

保存計画



桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区 保存計画

目 次

第1章	保存計画の基本事項	
1.	保存計画の目的	1
2.	保存地区の名称・面積・区域	1
第2章	保存地区における基本計画	
1.	保存地区の沿革	1
2.	町並み等の特性	4
3.	伝統的建造物群の特性	5
(1)	建築物	5
(2)	工作物	6
(3)	その他歴史的環境を形成する要素	6
4.	保存計画の基本方針と内容	7
第3章	保存地区における保存物件の決定	
1.	伝統的建造物	7
(1)	建築物	7
(2)	工作物	7
2.	環境物件	7
第4章	保存地区における建造物の保存整備計画	
1.	保存整備の方向	8
(1)	伝統的建造物	8
(2)	伝統的建造物以外の建造物	8
2.	保存整備計画	8
(1)	伝統的建造物	8
(2)	伝統的建造物以外の建造物	8
第5章	保存地区における施設並びに環境等の整備計画	
1.	管理施設等	9
2.	防災施設等	9
3.	環境の整備	9
第6章	保存地区における助成措置等	
1.	経費の補助	9
2.	技術的援助	9
3.	税制の優遇措置	9
4.	保存団体への助成	10
別表1	伝統的建造物（建築物）一覧表	11
別表2	伝統的建造物（工作物）一覧表	16
別表3	環境物件一覧表	20
別表4	修理基準	21
別表5	修景基準	22
別表6	許可基準	23
別図1	保存地区範囲図	24
別図2	伝統的建造物（建築物）位置図	25
別図3	伝統的建造物（工作物）位置図	26
別図4	環境物件位置図	27

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区 保存計画

桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成20年9月29日桐生市条例第35号。以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づく桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存計画の基本事項

1. 保存計画の目的

この保存計画は、保存地区の歴史や伝統、文化を後世に受け継ぐため、住民と行政との互いの協力により、先人が築き上げた歴史的な敷地割や町並み等を桐生市の財産として保存するとともに、文化交流や生涯学習など、積極的に活用を図り、保存地区の生活環境と桐生市の文化環境の向上に資することを目的とする。

2. 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：13.4ha

保存地区の区域：本町一丁目及び本町二丁目の全域並びに天神町一丁目の一部（別図1参照）

第2章 保存地区における基本計画

1. 保存地区の沿革

桐生は群馬県の東側に位置し、市街地は渡良瀬川と桐生川によって形成された扇状地上に立地する。市全体の面積の多くは山地が占めており、渡良瀬川と桐生川の豊かな水源を生かし、近世から近代にかけて織物業で栄えた町である。

桐生の市街地形成の礎ともなる保存地区は、天正19年（1591）から慶長11年（1606）にわたり、徳川家康の代官大久保長安の手代大野八右衛門により、旧桐生領54か村の中心的役割を担う町として当時の久方村と荒戸村の一部を開拓し、新たに造られた町であり、その範囲は現在の本町一丁目から六丁目までと横山町とされている。町立てに際しては、下久保村梅原にあった天神社（天満宮）を現在の地に遷座し、それを起点とした南北一直線の道（以下「本町通り」という。）沿いに町が形成された。なお、桐生は天正18年（1590）、豊臣秀吉の小田原攻め以後、これまでこの地を治めていた由良国繁から徳川家康の領地となったが、その後は

幕府直轄、館林藩徳川綱吉、旗本神尾氏、出羽松山藩酒井氏の領地として変遷した。

保存地区は、近世初期から明治期の町村制が施行されるまで一つの自治地区として営まれていた「桐生新町」の一部である。「桐生新町」という名称が出てくる最古の文献は、天和2年（1682）館林藩から旗本の領地となったときにつくられた「館林藩領分配当記」である。桐生新町の他、今泉村、村松村、堤村、本宿村などの名称が確認できることから、荒戸村がこの頃分村し、独立した「桐生新町」ができたと考えられる。その後、明治22年（1889）に町村制が施行され、「桐生新町」は近隣の村々と合併し桐生町となるが、「桐生新町」という名称は町制施行後も、大正10年（1921）に市制が施行されるまで大字名として残された。なお、市制施行後は大字名が桐生になり、昭和4年（1929）の区制・町名新設の際、現在の名称である「本町」となった。

桐生の経済的な繁栄は織物業によってもたらされてきた。桐生では今でも「西の西陣、東の桐生」という言葉が使われるなど、桐生の歴史は織物業と共に歩んできたといっても過言ではない。

近世初期には農間余業として織物の生産が行われ、慶長5年（1600）の関ヶ原合戦の折り、徳川家康軍の旗絹として献上されたのを期に、幕府への小物成（年貢）として織物が納められていた。その後、正保3年（1646）小物成が金納に変わったことから織物を換金する必要が生じ、そのための市が天満宮境内で開かれるようになり、織物の取引が行われるようになった。この市は慶長10年（1605）以前、天満宮境内で開かれていた西の市（年一回）を、毎月5、9の付く日に開く六斎市（月6回）としたもので、享保16年（1731）には町全体に利益を分けるために、六町内（一丁目から六丁目）を循環する市とされた。

近世中期になると元文3年（1738）に京都の織物師、中村弥兵衛、井筒屋吉兵衛により伝えられた高機技法により生産した「飛紗綾」を安価で販売したことから、江戸や京都、大坂方面からも注文を受けるなど、桐生は西陣に脅威を与える程の織物の産地に成長した。更に、天明3年（1783）の岩瀬吉兵衛による撚糸水力八丁車の完成を期に、織物生産の工程は徐々に分業、専門化が図られるようになり、新たな生産システムの構築が行われた。しかし、近世後期にかけて、天保12年（1841）の奢侈禁止令や安政6年（1859）の神奈川開港による外国との貿易の始まりによって、生糸が大量に輸出されたため、織物の原材料である生糸が払底して価格が暴騰したことにより織物需要は低迷し、近世後期から明治初期にかけての桐生の織物業は不振の時期であった。

近代に入り織物業復活の原動力となったのが生糸の変わりに洋糸を使用した、絹綿交織による絹綿縹子の生産であった。絹綿縹子は織姫縹子とも呼ばれ明治期の桐生を代表する織物となり、桐生地域にもこれらを生産する会社組織の大きな工場が出現し始め、明治7年（1874）の桐生、足利両産地の絹綿交織物の生産額は全国一であった。この頃、桐生新町では、明治政府の殖産興業政策のもと、明治15年（1882）に開催した七県連合繭生糸織物共進会の会場（現在の買場通り）をそのまま利用して、明治16年（1883）に桐生物産売買所が設立され織物製品の取引が行われていた。

大正期に入ると、織物業は手織機による個人生産から力織機を使用する工場生産に移行を始め、昭和初期には力織機の数を手織機の数を上回るようになるなど、昭和初期にかけて桐生の

織物業は最盛の時期を迎えることとなる。織物業の発展に伴いノコギリ屋根工場の多くがこの頃建てられ、市内の各所に200棟以上が現存し、保存地区にも3棟が残っている。

織物業で発展した町の象徴が、かつて桐生新町と呼ばれた本町一丁目から六丁目までの町並みであった。桐生新町には、買継商や糸商、呉服商、染物業などの店舗や事務所、併せて食料品や日用品などを扱う店舗が数多く建ち並び、町が形成されていった。明治初期には保存地区の東端の一部について拡大が図られ、本町通りに平行して新たな道路（岡城新道）の敷設が行われた。

保存地区以南の本町三丁目から六丁目（二丁目の一部含む）については、商店街の近代化に伴い、昭和40年頃から都市計画事業による拡幅整備が進められ、本町通りに面する町並みは近代的な姿に生まれ変わったが、本町一、二丁目は拡幅整備が行われなかったことにより、織物業に関わりをもった多くの建物や町立て以降の敷地割が残され、桐生の歴史的背景を物語る貴重な地区となっている。

なお、桐生新町には、町立てに伴い生活用水として、現在の梅田一丁目から取水する水路が設けられた。この水路は、天満宮境内から本町通りの西側を北から南に流れ、現在の本町六丁目の南側を流れていた新川に至っていた。この水路は昭和40年頃から始まった下水道整備に伴い廃止され、その後、水路跡が歩道として整備された。天満宮境内には、水路の形態が一部残っている。

また、近世初期から約350年に渡り続いているこの地区の伝統的な行事として「桐生祇園祭」がある。京都の八坂神社の「祇園祭」が起源とされ、夏期の流行病を防ぐための祭りとして行われてきた。祭の期間は旧暦の6月20日から25日の6日間で、御輿渡御や鉦、屋台が繰り出す盛大な年中行事とされた。現在では、8月初旬の「桐生八木節まつり」に合わせて行われ、本町一丁目から六丁目までの各町が年番で持ち回り祭りの運営が行われている。

保存地区では、平成17年から平成18年の2ヶ年で25棟の歴史的建造物が国登録有形文化財として登録されている。また、平成12年に保存地区の住民を中心として組織された「本一・本二まちづくりの会」は、歴史資産の保存と活用によるまちづくりを目的とした活動を行っており、平成21年3月に任意組織から特定非営利法人化され、保存に対する取り組み態勢の強化が図られている。

2. 町並み等の特性

保存地区は、天満宮を起点に南北に通る幅約5間（約10m）の本町通りを中心として町が形成されている。各家の間口や奥行、敷地面積などが記載されている寛文7年（1667）の「桐生領新町御縄水帳」からは、当時の敷地割が確認でき、間口については、本町通りの東側が6間から13間（約12m～26m）、西側が6間から29間（約12m～58m）と比較的西側に広い間口の敷地がある。間口の広さについては均等ではないものの、6間の倍数に近い寸法が用いられており、6間という長さが基本とされている。奥行については概ね39間から40間（約80m）ではほぼ均等である。この敷地割の状況は、安永9年（1780）の「桐生新町絵図」においても確認でき、東西南北の町境や道路の位置など現状と概ね一致している。なお、敷地割は本町通りに対して直角ではなく、多少傾いた形状をしているため、本町通り沿いの建物は、通りに対して少し傾いて建てられているものが多い。

敷地利用の特徴として、本町通り沿いには、織物業に関わる業種の建物（店舗及び事務所）が集積し、その背後は居宅や蔵、工場となっている敷地がある一方で、貸家（戸建てや長屋形式）を通り沿いに建てた敷地もある。そして、敷地の南側に1間から1間半幅の通路を設けることが一般的であった。なお、個々の敷地については奥行きが深いという特徴から、時代が進むにつれ細分化され、家々の脇に沿って敷地の裏側へ通じる小路が設けられている例が多い。

町並みの特徴として、本町通り沿いでは、通りに面して建物が建てられているが、必ずしも軒を並べて建ち並んではない。主に店舗や事務所（店舗兼住宅含む）の町屋形式の建物であり、当時の形態を留めているものが多い。敷地によっては門や塀を設け、蔵や工場なども通りに面して建てられる例もあり、多様な用途、形式の建物が併存している。そして、敷地背後には主屋や蔵などが残されている。また、東西方向の通り及び裏側の通り沿いでは、通りの形成された時期によって違いがある。近世以来の通り沿いでは、敷地の周囲に配置された蔵などとともに、塀が連なっているものがある、一方、近代以降につくられた通り沿いでは、敷地の細分化に伴って、長屋などの小規模な建物が建てられているものが多い。保存地区の町並みは、近世に形成された敷地割の上に、近代以降の織物業の発展とともに多種多様な建造物によって形成され、産業とともに成り立った町の歴史を伝えている。

また、天満宮区域について、敷地は本殿や拝殿等や付随する工作物（鳥居、石橋、灯籠、狛犬、水盤等）、参道などの境内地と社家の居宅などから構成されている。天満宮は総鎮守としての宗教的中心であるとともに、桐生新町町立ての核として重要な存在である。なお、明治37年（1904）の「群馬県営業便覧」からは、参道脇に店舗などの家並みが形成されていたことが確認できる。

3. 伝統的建造物群の特性

「桐生市史」によると保存地区では、明治8年(1875)、明治35年(1902)、明治44年(1911)と、消失戸数が50戸を超える大きな火災があったことが記されており、建物北側の壁を漆喰(大壁)や煉瓦とするなど、この地方特有の冬季に見られる北風による延焼拡大に対する対策が施されている建物も見ることができる。耐火建築物とされる蔵についても保存地区の各所で見ることができ、その多くが明治期に建てられている。

保存地区には、約400棟の建物があり、その内の約6割が昭和初期までに建てられた建物である。その内訳は、江戸期0.3%、明治期23.1%、大正期16.5%、昭和初期18.0%となっている。

(1) 建築物

① 通りに面する建物

本町通りに面している建物は、店舗や事務所(店舗兼住宅)として利用されていたものが多い。

戸建ての建物の平面は伝統的な整形四間取りとし、基本的に町屋形式で真壁造、一部には土蔵造の「見世蔵」もある。屋根は一般的に棧瓦葺、切妻造、平入が多いが、寄棟造、妻入の建物もあり、併存している。二階建・平屋建とも、ほとんどが通り側に下屋を設けている。

貸家として建築された長屋形式の建物は、平屋建、屋根は切妻造で、本町通りに対して平入としている。一戸当たりの間口は3間程度で二戸、三戸長屋が一般的である。前面に土間を取り、その背後に店舗と居室を並べる。このため、通りに面して平屋建の建物が比較的多く建つのも保存地区の特徴である。

また、織物業の繁栄による近代化を示すタイル張りの事務所やノコギリ屋根工場が通りに面して建つ場合もある。

② 敷地内の建物

居宅の建物は、東西に棟を構え南側に庭を設け、縁側が周り「くらまえ」と呼ばれる座敷若しくは板の間で屋敷蔵と接続している。平面は主に整形四間取りとし、真壁造で、屋根は一般的に棧瓦葺、切妻造であるが、寄棟造の建物もあり、下屋を設けている。

長屋形式の建物は、小規模で平屋建、屋根は切妻造、金属板葺で、主に二戸長屋が多く、織物工場で働く従業員の住まいとしても利用されていた。

蔵は、大半が漆喰仕上げ、棧瓦葺の伝統的な土蔵であるが、主屋(住居)に付随して建ち、物資の貯蔵や保管を目的としたものである。明治期以降には、石造、煉瓦造、鉄筋コンクリート造などの特徴的な蔵も造られた。このうち、昭和初期にいち早く新しい技術を導入して建てられた鉄筋コンクリート造の蔵は、織物業で繁栄し、近代化を図る町の歴史を物語るものである。

工場は、主に大正期から昭和初期に建てられ、織物の生産が行われた建物である。「ノコギリ屋根」という鋸の歯に似た形をした屋根を持つことが特徴である。「ノコギリ屋根」は、北

側に向けられた歯形の傾斜部分から採光することで、日中変動の少ない均一した明るさの光を取り入れることができる。

③ その他付属屋

長屋門、井戸屋形などの建物。長屋門は近代以降の建築、井戸屋形は明治後期から昭和初期にかけて建てられた。

④ 社寺関連

天満宮の社殿（本殿、幣殿、拝殿）、末社春日社、末社赤城社、神明宮直日神社、機神神社、神楽殿、御輿倉、手水舎などや社家の居宅と蔵などの建築物がある。

（２）工作物

① 塀

敷地境に設置され、近世初期から継承されてきた敷地割や、敷地の変遷などを示すものとなっている。伝統的な板塀に加え、石塀、煉瓦塀などがあり、保存地区の景観を特徴づける要素となっている。板塀は明治中期以前のものもあり、石塀や煉瓦塀はそれ以後に造られたものである。

② 門

大半が伝統的な棟門であるが、石門もある。棟門は本町通りに面する門と、裏側の路地に面する門とでは、路地に面する門の方が小振りとなっている。

③ 祠

保存地区には、多くの祠があり、屋敷神として稻荷が祀られている。木造と石造であるが、仕上げがモルタル塗りの例もある。本町通り東側では大半が敷地の奥、東北隅に置かれ、南に向いている。西側でも敷地の奥、東に向いているものが多い。これらは、織物業で繁栄した町の歴史を物語るものである。

④ 井戸

保存地区の各所に井戸が残るが、多くの井戸は現在使用されていない。明治後期から昭和初期にかけて造られたものが多く、往時の生活を示すものであるとともに、路地の景観を形成する要素となっている。

⑤ 社寺関連

天満宮社殿や参道廻りに、鳥居、石橋、灯籠、狛犬、水盤などの工作物がある。

（３）その他歴史的環境を形成する要素

保存地区には、多くの祠があるが、祠の傍らにクスが植えられている例が多い。また、天満宮区域には御神木とされているイチョウなどがある。

4. 保存計画の基本方針と内容

保存地区を形成する本町一、二丁目は、町立てから現在に至るまでの間、町の形態を崩すような大きな変化もなく、近世初期の敷地割が継承され、それぞれの時代ごとに造られた多種多様な歴史的な建造物によって町が構成されている。また、天神町一丁目には、町立ての基点となった天満宮があり、社殿などの境内地は明治期以降大きな変化が無く、近世以来の歴史的環境が残されている。

保存地区では、これらの建造物を町の歴史を後世に受け継ぐものとして「伝統的建造物（建築物・工作物）」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件については「環境物件」に定め、保存に努めるものとする。

また、「伝統的建造物以外の建物」については、歴史的な環境との調和に努めるものとする。

第3章 保存地区における保存物件の決定

保存地区内において保存すべき伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を決定する。

1. 伝統的建造物

伝統的建造物は、建築物、工作物から構成する。

（1）建築物

建築物は、概ね昭和30年代中頃以前に建築され、伝統的な特性をよく表している主屋、蔵、工場等の建築物のうち、別表1に示す物件とする。なお、その位置及び範囲は、別図2に示すとおりとする。

（2）工作物

工作物は、概ね昭和30年中頃以前に建造され、伝統的な特性をよく表している塀、門、祠等の工作物のうち、別表2に示す物件とする。なお、その位置及び範囲は、別図3に示すとおりとする。

2. 環境物件

環境物件は、伝統的建造物と一体となって歴史的な環境を形成していると認められる樹木等のうち、別表3に示す物件とする。なお、その位置及び範囲は、別図4に示すとおりとする。

第4章 保存地区における建造物の保存整備計画

1. 保存整備の方向

保存地区では織物業により培われてきた町の履歴を示す多種多様な形態の伝統的建造物が町並みを構成している。これらの建造物の状態は良好なものから経年変化による老朽化が著しいものなど様々であるが、町並みは比較的良好に維持されている。

伝統的建造物について、生活環境の変化に伴い改変が加えられた外観の形態が変わってしまった建造物などが見られるが、適切な修理を行うことで相応の外観に回復することができる。

伝統的建造物以外の建造物について、本町通り沿いにおいては、町屋（店舗兼住宅含む）や蔵とともに塀、棟門が併存し、通りに対して少し傾いた位置を継承する町並み整備を基本とし、その他の通り沿いにおいては、町屋や蔵、塀、棟門に加え、長屋門、井戸屋形、生垣なども併存した町並み整備を基本として、歴史的な環境との調和を図る必要がある。また、天満宮区域においても、周囲の伝統的建造物等との調和を図った整備を基本とする。

環境物件について、伝統的建造物と一体となって歴史的な環境を形成していると認められる樹木等に対し、適切な復旧を行うことで相応の状態にする。

保存整備に当たっては、現代生活との調和や空地・空家対策、火災・地震などへの防災対策等の生活環境についても配慮しながら、適切な保存を図る必要がある。

2. 保存整備計画

（1）伝統的建造物

主としてその外観の保存を基本として、「修理基準」（別表4）に基づいて適切な修理を行うとともに、必要に応じて構造補強を行って、保存整備に努める。

（2）環境物件

主として現状維持を基本としながら環境物件の復旧を行うため、「修理基準」（別表4）に基づく保存整備に努める。

（3）伝統的建造物以外の建造物等

歴史的な環境を阻害する要因を除外するとともに、歴史的な環境との調和を図るため、新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更を行う際には、「修景基準」（別表5）、「許可基準」（別表6）に基づく保存整備に努める。

第5章 保存地区における施設並びに環境等の整備計画

1. 管理施設等

保存地区の保存のため、地区住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図るとともに伝統的建造物等のうち可能なものについてはその公開を図り、保存のための管理施設の整備に努める。

また、保存地区の位置や価値、範囲等をわかりやすく伝えるために、歴史的な環境に配慮した標識、案内板、説明板等の整備に努める。

2. 防災施設等

保存地区の保存のため、総合的な防災計画を策定し、火災の早期発見に努め、初期消火や延焼防止を目的とした防災施設等を整備するとともに、避難路の確保、伝統的建造物等の耐震補強等に努める。また、地区住民による自主的な防災活動を支援し、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実に努める。

3. 環境整備等

保存地区の保存のため、道路の路面や側溝、街灯、信号機等の美装化、電柱や架線等の移設や地中化など、歴史的な環境と調和するような整備に努める。

なお、屋外広告物（看板）や自動販売機などについては、歴史的な環境に配慮した位置とし、材料、仕上げ、色彩等もしくは目隠し等により歴史的な環境と調和したものにするよう誘導する。

第6章 保存地区における助成措置等

1. 経費の補助

保存地区の伝統的建造物及び環境物件の保存並びに歴史的な環境との調和を図るために必要な整備に対する経費の補助について、別に定める「桐生市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」に基づき行う。

2. 技術的援助

保存地区の伝統的建造物及び環境物件を保存するため、修理、復旧、修景等に係る設計相談その他必要な技術的援助を行う。

3. 税制の優遇措置

保存地区の伝統的建造物及び環境物件を保存するため、土地及び家屋に係る税の免除もしくは軽減を図る。

4. 保存団体への助成

保存地区の保存整備等に資する団体に対して、その適正な活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

別表 1 伝統的建造物（建築物）一覧表

No.	保存計画 番 号	種 別	員数	所 在 地	備 考
1	1-2	蔵	1 棟	本町一丁目 152-4	
2	1-3	主屋	1 棟	本町一丁目甲 155-1	
3	1-4	主屋	1 棟	本町一丁目甲 155-1	
4	1-5	蔵	1 棟	本町一丁目甲 155-1	
5	1-6	蔵	1 棟	本町一丁目 156-1	国登録
6	1-7	主屋	1 棟	本町一丁目 156-1	国登録
7	1-8	主屋	1 棟	本町一丁目 156-1	国登録
8	1-9	蔵	1 棟	本町一丁目 156-1	国登録
9	1-10	主屋	1 棟	本町一丁目 157-2	
10	1-11	主屋	1 棟	本町一丁目 159	
11	1-12	蔵	1 棟	本町一丁目 159	
12	1-13	付属屋	1 棟	本町一丁目 159	井戸屋形
13	1-14	主屋	1 棟	本町一丁目乙 160	
14	1-15	主屋	1 棟	本町一丁目 161-1	
15	1-16	主屋	1 棟	本町一丁目 161-2	
16	1-17	主屋	1 棟	本町一丁目 162	国登録
17	1-18	主屋	1 棟	本町一丁目 162	国登録
18	1-19	蔵	1 棟	本町一丁目 162	国登録
19	1-20	主屋	1 棟	本町一丁目 162	国登録
20	1-21	蔵	1 棟	本町一丁目 163	
21	1-22	蔵	1 棟	本町一丁目 162	国登録
22	1-23	付属屋	1 棟	本町一丁目 162	浴場、国登録
23	1-24	主屋	1 棟	本町一丁目 169-1	
24	1-25	蔵	1 棟	本町一丁目 169-1	
25	1-26	工場	1 棟	本町一丁目 175	
26	1-27	主屋	1 棟	本町一丁目 176-1	
27	1-28	主屋	1 棟	本町一丁目 176-1	
28	1-29	蔵	1 棟	本町一丁目 176-1	
29	1-30	主屋	1 棟	本町一丁目 176-1	
30	1-31	工場	1 棟	本町一丁目 176-1	
31	1-32	主屋	1 棟	本町一丁目 176-2	
32	1-33	主屋	1 棟	本町一丁目 180	長屋
33	1-34	蔵	1 棟	本町一丁目 180	

34	1-35	主屋	1 棟	本町一丁目 180	
35	1-36	蔵	1 棟	本町一丁目 180	
36	1-37	主屋	1 棟	本町一丁目 180	
37	1-38	主屋	1 棟	本町一丁目 甲 181	
38	1-39	主屋	1 棟	本町一丁目 乙 181	長屋
39	1-40	主屋	1 棟	本町一丁目 乙 181	長屋
40	1-41	主屋	1 棟	本町一丁目 182-1	長屋
41	1-42	主屋	1 棟	本町一丁目 183-5	
42	1-43	蔵	1 棟	本町一丁目 190	
43	1-44	主屋	1 棟	本町一丁目 196-1	
44	1-45	主屋	1 棟	本町一丁目 197-2	長屋
45	1-46	蔵	1 棟	本町一丁目 197-4	
46	1-47	主屋	1 棟	本町一丁目 197-14	長屋
47	1-48	主屋	1 棟	本町一丁目 198-6	
48	1-49	主屋	1 棟	本町一丁目 198-6	
49	1-50	主屋	1 棟	本町一丁目 199	
50	1-51	蔵	1 棟	本町一丁目 200-1	
51	1-52	主屋	1 棟	本町一丁目 202-9	
52	1-53	蔵	1 棟	本町一丁目 202-9	
53	1-54	主屋	1 棟	本町一丁目 206-1	
54	1-55	蔵	1 棟	本町一丁目 206-1	
55	1-56	主屋	1 棟	本町一丁目 206-1	
56	1-57	主屋	1 棟	本町一丁目 206-1	
57	1-58	主屋	1 棟	本町一丁目 206-1	
58	1-59	蔵	1 棟	本町一丁目 206-1	
59	1-60	付属屋	1 棟	本町一丁目 206-1	長屋門
60	1-61	付属屋	1 棟	本町一丁目 206-1	井戸屋形
61	1-62	付属屋	1 棟	本町一丁目 206-1	物置
62	1-63	付属屋	1 棟	本町一丁目 206-1	物置、国登録
63	1-64	主屋	1 棟	本町一丁目 207-2	国登録
64	1-65	主屋	1 棟	本町一丁目 206-5	
65	1-66	蔵	1 棟	本町一丁目 206-5	
66	1-67	主屋	1 棟	本町一丁目 206-1	
67	1-68	主屋	1 棟	本町一丁目 207-1	国登録
68	1-69	蔵	1 棟	本町一丁目 207-1	国登録
69	1-70	主屋	1 棟	本町一丁目 207-2	
70	1-71	主屋	1 棟	本町一丁目 209-1	長屋

71	1-72	主屋	1 棟	本町一丁目 210-2	長屋
72	1-73	主屋	1 棟	本町一丁目 210-9	長屋
73	1-74	主屋	1 棟	本町一丁目 210-8	長屋
74	1-75	主屋	1 棟	本町一丁目 210-15	長屋
75	1-76	付属屋	1 棟	本町一丁目 215-1	長屋門
76	1-77	蔵	1 棟	本町一丁目 215-1	
77	1-78	主屋	1 棟	本町一丁目 215-1	国登録
78	1-79	工場	1 棟	本町一丁目 215-1	国登録
79	1-80	主屋	1 棟	本町一丁目 217-3	
80	1-81	蔵	1 棟	本町一丁目 217-3	国登録
81	1-82	蔵	1 棟	本町一丁目 217-3	
82	1-83	工場	1 棟	本町一丁目 217-5	
83	1-84	主屋	1 棟	本町一丁目 221-2	
84	1-85	蔵	1 棟	本町一丁目 221-2	
85	1-86	工場	1 棟	本町一丁目 225-1	国登録
86	1-87	主屋	1 棟	本町一丁目 261	国登録
87	1-88	蔵	1 棟	本町一丁目 261	国登録
88	1-89	主屋	1 棟	本町一丁目 261	国登録
89	1-90	主屋	1 棟	本町一丁目 261	
90	2-1	主屋	1 棟	本町二丁目 121-1	
91	2-2	蔵	1 棟	本町二丁目 121-1	
92	2-3	蔵	1 棟	本町二丁目 122-1	
93	2-4	蔵	1 棟	本町二丁目 123-1	
94	2-5	主屋	1 棟	本町二丁目 126-2	市指定
95	2-6	主屋	1 棟	本町二丁目 126-2	市指定
96	2-7	蔵	1 棟	本町二丁目 126-2	市指定
97	2-8	蔵	1 棟	本町二丁目 126-3	市指定
98	2-9	蔵	1 棟	本町二丁目 126-3	市指定
99	2-10	蔵	1 棟	本町二丁目 126-3	市指定
100	2-11	蔵	1 棟	本町二丁目 126-3	市指定
101	2-12	蔵	1 棟	本町二丁目 126-3	市指定
102	2-13	蔵	1 棟	本町二丁目 127	市指定
103	2-14	蔵	1 棟	本町二丁目 127	市指定
104	2-15	蔵	1 棟	本町二丁目 127	市指定
105	2-16	蔵	1 棟	本町二丁目 128	市指定
106	2-17	蔵	1 棟	本町二丁目 128	市指定
107	2-18	主屋	1 棟	本町二丁目 135-1	

108	2-19	工場	1 棟	本町二丁目 135-1	
109	2-20	蔵	1 棟	本町二丁目 135-1	
110	2-21	主屋	1 棟	本町二丁目 137-2	
111	2-22	主屋	1 棟	本町二丁目 138-1	
112	2-23	蔵	1 棟	本町二丁目 138-1	
113	2-24	付属屋	1 棟	本町二丁目 138-1	物置
114	2-25	付属屋	1 棟	本町二丁目 138-1	便所
115	2-26	付属屋	1 棟	本町二丁目 138-1	井戸屋形
116	2-27	主屋	1 棟	本町二丁目 139	
117	2-28	蔵	1 棟	本町二丁目 139	
118	2-29	蔵	1 棟	本町二丁目 139	
119	2-30	主屋	1 棟	本町二丁目 139	離れ
120	2-31	付属屋	1 棟	本町二丁目 139	便所
121	2-32	主屋	1 棟	本町二丁目 142-1	
122	2-33	主屋	1 棟	本町二丁目 142-1	
123	2-34	主屋	1 棟	本町二丁目 143	
124	2-35	主屋	1 棟	本町二丁目 152-7	長屋
125	2-36	主屋	1 棟	本町二丁目 152-8	長屋
126	2-37	主屋	1 棟	本町二丁目 260-4	
127	2-38	付属屋	1 棟	本町二丁目 260-4	物置
128	2-39	付属屋	1 棟	本町二丁目 260-4	物置
129	2-40	主屋	1 棟	本町二丁目 甲 263	
130	2-41	蔵	1 棟	本町二丁目 264-1	
131	2-42	蔵	1 棟	本町二丁目 甲 265-1	
132	2-43	蔵	1 棟	本町二丁目 甲 265-1	
133	2-44	主屋	1 棟	本町二丁目 甲 265-1	
134	2-45	蔵	1 棟	本町二丁目 266-1	
135	2-46	主屋	1 棟	本町二丁目 266-1	
136	2-47	蔵	1 棟	本町二丁目 266-1	
137	2-48	付属屋	1 棟	本町二丁目 266-1	井戸屋形
138	2-49	主屋	1 棟	本町二丁目 266-4	
139	2-50	主屋	1 棟	本町二丁目 274-2	
140	2-51	主屋	1 棟	本町二丁目 274-3	長屋
141	2-52	主屋	1 棟	本町二丁目 274-3	長屋
142	2-53	主屋	1 棟	本町二丁目 274-3	長屋
143	2-54	主屋	1 棟	本町二丁目 275-9	
144	2-55	主屋	1 棟	本町二丁目 276-1	

145	2-56	主屋	1 棟	本町二丁目 276-1	
146	2-57	付属屋	1 棟	本町二丁目 276-1	物置
147	2-58	主屋	1 棟	本町二丁目 276-2	長屋
148	2-59	主屋	1 棟	本町二丁目 276-2	長屋
149	2-60	付属屋	1 棟	本町二丁目 277-1	物置
150	2-61	主屋	1 棟	本町二丁目 277-1	
151	2-62	蔵	1 棟	本町二丁目 277-1	
152	2-63	主屋	1 棟	本町二丁目 278	長屋
153	2-64	主屋	1 棟	本町二丁目 281-4	
154	2-65	主屋	1 棟	本町二丁目 282-3	
155	2-66	主屋	1 棟	本町二丁目 286-9	
156	2-67	主屋	1 棟	本町二丁目 286-15	長屋
157	3-1	主屋	1 棟	天神町一丁目 217-1	
158	3-2	蔵	1 棟	天神町一丁目 217-1	
159	3-3	主屋	1 棟	天神町一丁目 217-1	
160	3-4	蔵	1 棟	天神町一丁目 217-1	
161	3-5	蔵	1 棟	天神町一丁目 217-1	
162	3-6	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社殿、県指定
163	3-7	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社殿、市指定
164	3-8	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社殿
165	3-9	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社殿
166	3-10	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社殿
167	3-11	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	御輿倉
168	3-12	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	神楽殿
169	3-13	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	手水舎
170	3-14	社寺	1 棟	天神町一丁目 218-1	社務所
171	2-68	主屋	1 棟	本町二丁目 141-1	
172	2-69	付属屋	1 棟	本町二丁目 140-1	井戸屋形
173	1-91	主屋	1 棟	本町一丁目 171-6	
174	2-70	主屋	1 棟	本町二丁目 124	
175	2-71	蔵	1 棟	本町二丁目 124	
176	2-72	付属屋	1 棟	本町二丁目 124	井戸屋形
177	1-92	主屋	1 棟	本町一丁目 223-1	
178	1-93	主屋	1 棟	本町一丁目 223-1	
179	1-94	蔵	1 棟	本町一丁目 223-1	
180	2-73	主屋	1 棟	本町二丁目 149-2	

別表2 伝統的建造物（工作物）一覧表

No.	保存計画 番 号	種 別	員数	所 在 地	備 考
1	K1-1	祠	1 基	本町一丁目甲 155-1	
2	K1-2	祠	1 基	本町一丁目甲 155-1	
3	K1-3	井戸	1 基	本町一丁目甲 155-1	
4	K1-4	祠	1 基	本町一丁目甲 155-3	
5	K1-5	祠	1 基	本町一丁目 156-2	
6	K1-6	祠	1 基	本町一丁目 159	
7	K1-7	井戸	1 基	本町一丁目 159	
8	K1-8	祠	1 基	本町一丁目 161-1	
9	K1-9	塀	1 式	本町一丁目 162	
10	K1-10	塀	1 式	本町一丁目 162	
11	K1-11	塀	1 式	本町一丁目 162	
12	K1-12	門	1 基	本町一丁目 162	
13	K1-13	祠	1 基	本町一丁目 162	
14	K1-14	門	1 基	本町一丁目 176-1	
15	K1-15	祠	1 基	本町一丁目 176-1	
16	K1-16	門	1 基	本町一丁目 180	
17	K1-17	祠	1 基	本町一丁目 180	
18	K1-18	塀	1 式	本町一丁目 180	
19	K1-19	塀	1 式	本町一丁目 180	
20	K1-20	祠	1 基	本町一丁目乙 181	
21	K1-21	祠	1 基	本町一丁目甲 181	
22	K1-22	井戸	1 基	本町一丁目甲 181	
23	K1-23	祠	1 基	本町一丁目 200-1	
24	K1-24	祠	1 基	本町一丁目 198-7	
25	K1-25	祠	1 基	本町一丁目 202-10	
26	K1-26	塀	1 式	本町一丁目 206-1	
27	K1-27	門	1 基	本町一丁目 206-1	
28	K1-28	祠	1 基	本町一丁目 206-1	
29	K1-29	井戸	1 基	本町一丁目 206-1	
30	K1-30	井戸	1 基	本町一丁目 206-2	
31	K1-31	門	1 基	本町一丁目 207-1	
32	K1-32	祠	1 基	本町一丁目 209-1	
33	K1-33	塀	1 式	本町一丁目 215-1	国登録

34	K1-34	井戸	1 基	本町一丁目 217-3	
35	K1-35	井戸	1 基	本町一丁目 217-3	
36	K1-36	井戸	1 基	本町一丁目 217-3	
37	K1-37	門	1 基	本町一丁目 217-4	
38	K1-38	塀	1 式	本町一丁目 217-5	
39	K1-39	祠	1 基	本町一丁目 219	
40	K1-40	祠	1 基	本町一丁目 220-1	
41	K1-41	塀	1 式	本町一丁目 221-2	
42	K1-42	塀	1 式	本町一丁目 261	
43	K1-43	門	1 基	本町一丁目 261	
44	K1-44	祠	1 基	本町一丁目 261	
45	K1-45	井戸	1 基	本町一丁目 261	
46	K2-1	門	1 基	本町二丁目 121-1	
47	K2-2	祠	1 基	本町二丁目 121-1	
48	K2-3	祠	1 基	本町二丁目 123-1	
49	K2-4	塀	1 式	本町二丁目 126-1	
50	K2-5	井戸	1 基	本町二丁目 126-2	
51	K2-6	祠	1 基	本町二丁目 126-3	
52	K2-7	塀	1 式	本町二丁目 128	
53	K2-8	祠	1 基	本町二丁目 129	
54	K2-9	祠	1 基	本町二丁目 130-1	
55	K2-10	祠	1 基	本町二丁目 135-4	
56	K2-11	塀	1 式	本町二丁目 138-1	
57	K2-12	祠	1 基	本町二丁目 138-1	
58	K2-13	井戸	1 基	本町二丁目 138-1	
59	K2-14	塀	1 式	本町二丁目 139	
60	K2-15	塀	1 式	本町二丁目 139	
61	K2-16	門	1 基	本町二丁目 139	
62	K2-17	祠	1 基	本町二丁目 139	
63	K2-18	灯籠	1 基	本町二丁目 139	
64	K2-19	灯籠	1 基	本町二丁目 139	
65	K2-20	祠	1 基	本町二丁目 143	
66	K2-21	井戸	1 基	本町二丁目 143	
67	K2-22	門	1 基	本町二丁目 260-4	
68	K2-23	井戸	1 基	本町二丁目 266-1	
69	K2-24	祠	1 基	本町二丁目 277-1	
70	K2-25	井戸	1 基	本町二丁目 277-1	

71	K2-26	門	1 基	本町二丁目 277-2	
72	K3-1	塀	1 式	天神町一丁目 217-1	
73	K3-2	塀	1 式	天神町一丁目 217-1	
74	K3-3	塀	1 式	天神町一丁目 217-1	
75	K3-4	塀	1 式	天神町一丁目 217-1	
76	K3-5	門	1 基	天神町一丁目 217-1	
77	K3-6	門	1 基	天神町一丁目 217-1	
78	K3-7	門	1 基	天神町一丁目 217-1	
79	K3-8	門	1 基	天神町一丁目 217-1	
80	K3-9	祠	1 基	天神町一丁目 217-1	
81	K3-10	祠	1 基	天神町一丁目 217-1	
82	K3-11	井戸	1 基	天神町一丁目 217-1	
83	K3-12	石碑	1 基	天神町一丁目 217-1	
84	K3-13	鳥居	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
85	K3-14	鳥居	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
86	K3-15	鳥居	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
87	K3-16	鳥居	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
88	K3-17	石橋	1 式	天神町一丁目 218-1	天満宮
89	K3-18	石橋	1 式	天神町一丁目 218-1	天満宮
90	K3-19	石橋	1 式	天神町一丁目 218-1	天満宮
91	K3-20	石橋	1 式	天神町一丁目 218-1	天満宮
92	K3-21	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
93	K3-22	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
94	K3-23	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
95	K3-24	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
96	K3-25	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
97	K3-26	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
98	K3-27	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
99	K3-28	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
100	K3-29	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
101	K3-30	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
102	K3-31	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
103	K3-32	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
104	K3-33	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
105	K3-34	灯籠	22 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、群
106	K3-35	灯籠	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
107	K3-36	灯籠	8 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、群

108	K3-37	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
109	K3-38	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
110	K3-39	灯籠	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
111	K3-40	狛犬	2 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、1 対
112	K3-41	水盤	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
113	K3-42	水盤	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
114	K3-43	水盤	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
115	K3-44	水盤	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
116	K3-45	祠	9 基	天神町一丁目 218-1	天満宮、群
117	K3-46	末社跡基壇	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
118	K3-47	石碑	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
119	K3-48	石碑	1 基	天神町一丁目 218-1	天満宮
120	K3-49	水路	1 式	天神町一丁目 218-1	天満宮、水路跡
121	K2-27	祠	1 基	本町二丁目 140-1	
122	K2-28	井戸	1 基	本町二丁目 140-1	
123	K2-29	井戸	1 基	本町二丁目 124	
124	K2-30	祠	1 基	本町二丁目 124	
125	K2-31	塀	1 式	本町二丁目 260-4	

別表 3 環境物件一覧表

No.	保存計画 番 号	種 別	員数	所 在 地	備 考
1	J2-1	樹木	1 本	本町二丁目 122-1	クス
2	J2-2	樹木	1 本	本町二丁目 126-3	クス
3	J2-3	樹木	1 本	本町二丁目 126-3	クス
4	J3-1	樹木	1 本	天神町一丁目 217-1	ケヤキ
5	J3-2	樹木	1 本	天神町一丁目 217-1	ケヤキ
6	J3-3	樹木	1 本	天神町一丁目 217-1	ケヤキ
7	J3-4	樹木	1 本	天神町一丁目 217-1	ケヤキ
8	J3-5	樹木	1 本	天神町一丁目 217-1	イチョウ

表 4 修理基準

対 象		伝統的建造物もしくは環境物件に特定されたもの（補助）
建 築 物	位置	現状維持もしくは復原のための修理を行う。
	高さ	
	構造	
	屋根	
	外壁	
	建具	
	色彩	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物（塀、門、祠、井戸等）		現状維持もしくは復原のための修理を行う。
環境物件（樹木、水路跡等）		現状維持もしくは復原のための復旧を行う。

表5 修景基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの（補助）
建 築 物	位置	通り沿いは、通りに面した位置とする。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。
	高さ	2階建以下、かつ、9m以下とする。 軒・庇の高さについては、周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	木造とする。
	屋根・下屋	屋根形態は、切妻造・寄棟造・入母屋造とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 屋根材料は、棧瓦葺き、鼠色のいぶし瓦とする。 原則として、2階建の場合、1階に下屋を設ける。
	外壁	漆喰仕上げ及び板張り仕上げとする。
	建具	木製とする。 建具の位置、形態及び仕上げについては、周囲の伝統的建造物と調和させる。
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、修景した建築物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物（塀、門、祠、井戸等）		伝統的建造物の特性に合った配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。

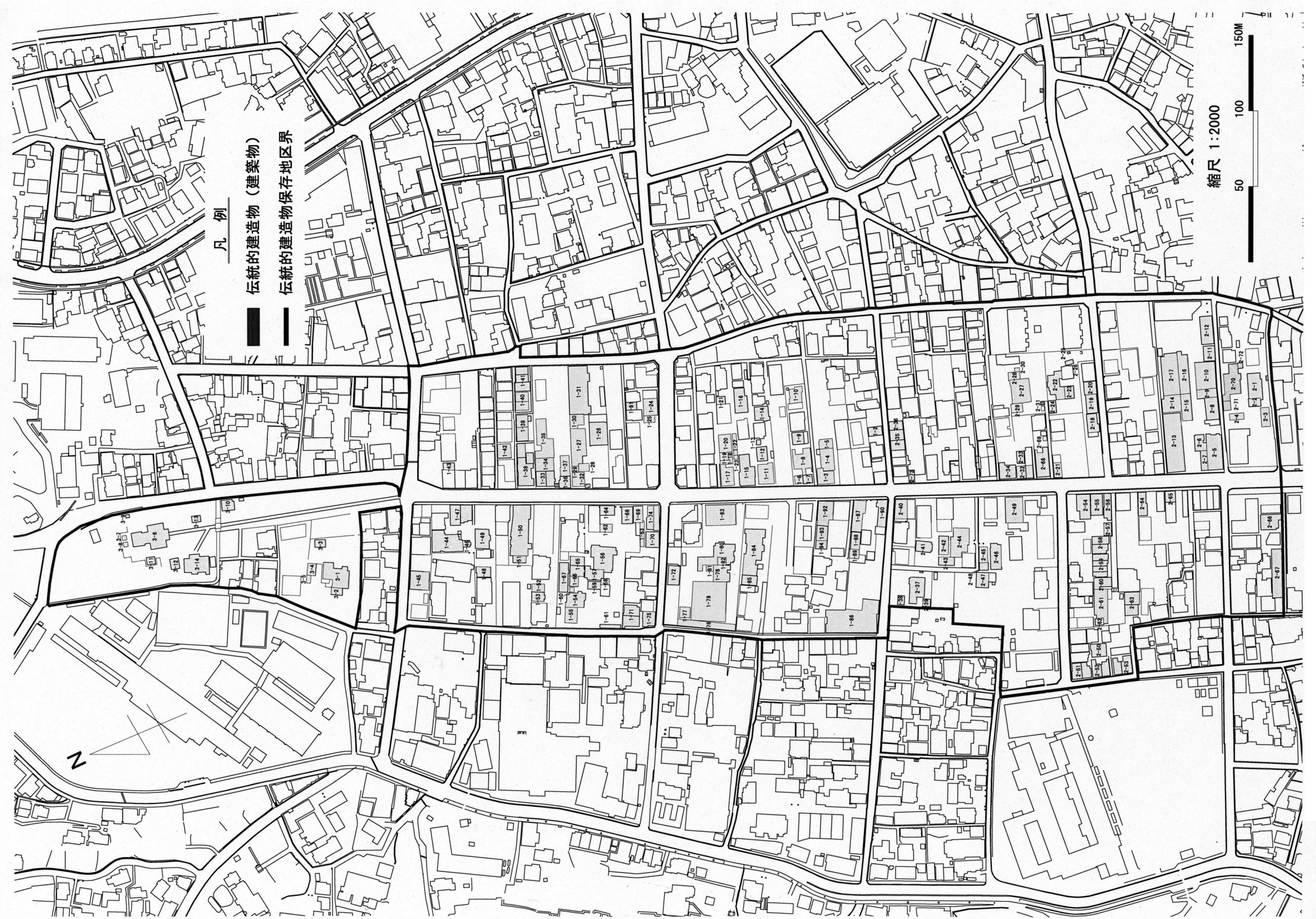
表6 許可基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの（非補助）	
建 築 物	位置	通り沿いは、原則として、通りに面した位置とする。 ただし、やむを得ず通りに面した位置とすることができない場合には、道路境界に歴史的な環境に調和した塀、門、生垣等を設置する。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。	
	高さ	本町通り沿いについて	その他の通り沿いについて
		道路境界から20mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。	道路境界から10mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。
		天満宮区域について	その他の範囲について
		2階建以下、かつ、9m以下とする。	3階建以下、かつ、12m以下とする。
	構造	原則として、木造とする。 ただし、やむを得ず他の構造とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。	
	屋根	屋根形態は、原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。 ただし、やむを得ず他の形態とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。 屋根勾配及び材料は、歴史的な環境との調和を図る。	
	外壁	歴史的な環境との調和を図る。	
	建具	建具の位置、形態、仕上げ及び材料については、歴史的な環境との調和を図る。	
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的な環境に調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。	
工作物（塀、門、祠、井戸等）		歴史的な環境と調和する配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。	
駐車場		塀、生垣等により囲うなど歴史的な環境を損なわないものとする。	
宅地の造成その他の土地の形質の変更		変更後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	
木竹の伐採、土石類の採取		実施後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	

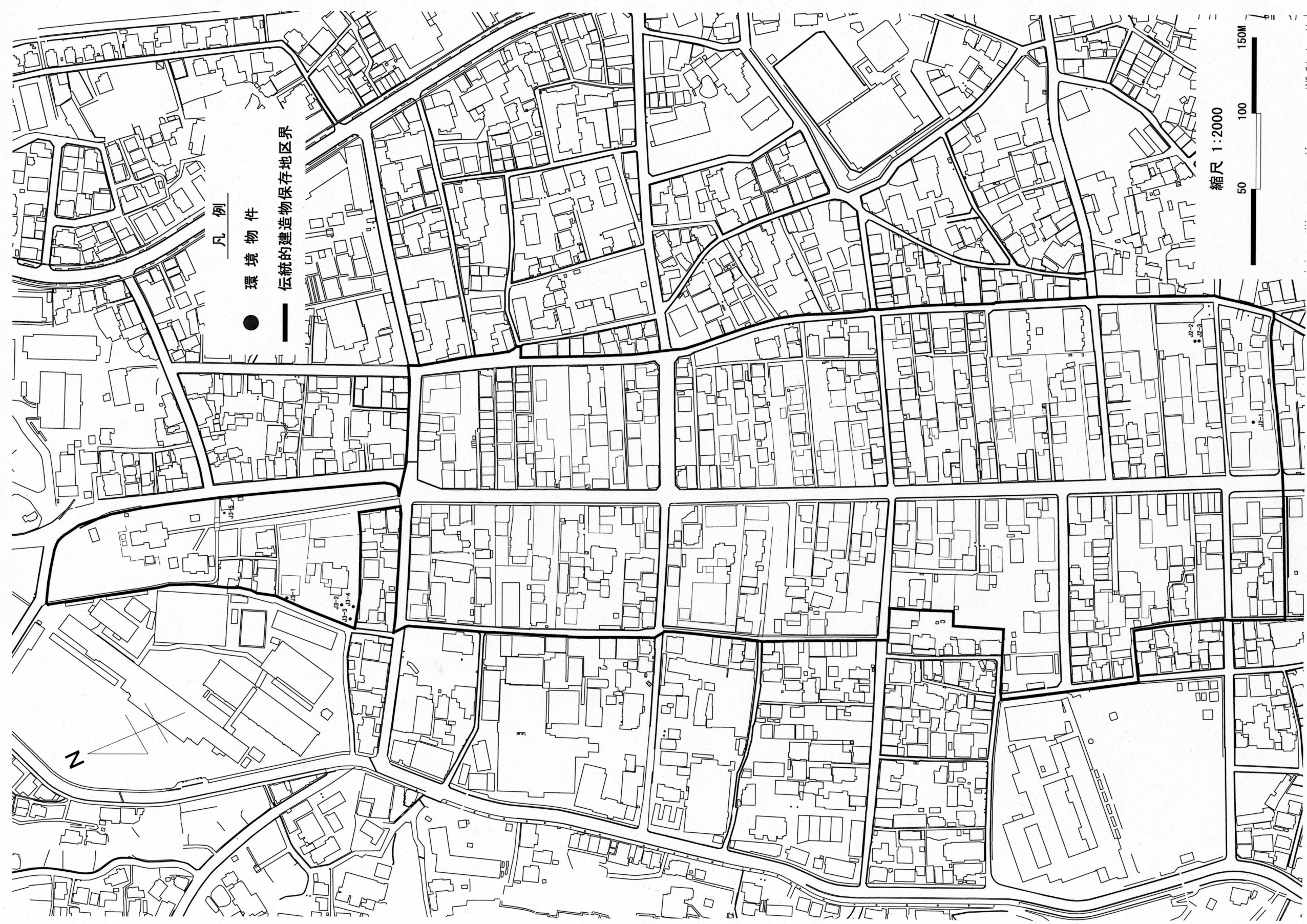
別図1 保存地区範囲図



別図2 伝統的建造物（建築物）位置図



別図4 環境物件位置図



平成 2 4 年 1 月 1 7 日告示

(桐生市教育委員会告示第 1 号)

平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示

(桐生市教育委員会告示第 1 号)

平成 2 6 年 4 月 1 5 日告示

(桐生市教育委員会告示第 1 号)

平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日告示

(桐生市教育委員会告示第 2 号)

桐生市教育委員会文化財保護課